

吉川地区
市政懇談会資料
(書面回答)

地区からの意見・提言(書面回答)

吉川地区

	意見・提言の内容	担当課
1	大災害時における民間企業との連携による指定避難所(旧2次避難所)等の確保について	危機管理課
2	道路舗装の補修について	道路河川課 地域振興課
3	合併処理浄化槽の補助制度の拡充	下水道課
4	交差点の信号機の時間設定について	生活安全課
5	自治会の行事等に対する助成金制度の創設について	市民協働課
6	観光地へのライブカメラ設置	観光振興課
7	空き家対策について	縁結び課
8	地域クラブ設立に対する支援について	文化・スポーツ課
9	高校への通学バス支援について	こども福祉課 交通政策課
10	タブレットを使用した学習による身体への影響について	教育センター

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	1	大災害時における民間企業との連携による指定避難所（旧 2 次避難所）等の確保について（福吉）
（内容） 現在、三木市では災害時の対策として各地域で指定避難所（旧 2 次避難所）を確保していただいているところですが、現在想定している被害状況であれば指定避難所で対応できるかも知れませんが、未曾有の大災害が発生した際には現在の想定以上の被害が起こることも考えられ、現在想定している指定避難所では収容人数が十分ではなく、公共施設だけでは限界があるのではないのでしょうか。 そこで各地域には大型の民間施設があり、おそらく大災害時には営業を休止され、施設も利用されないことが予想されるため、あらかじめ民間企業と連携協定を締結し、有事の際には避難所や災害復旧活動の拠点として民間施設を利用させていただくような体制をつくり、防災力の向上につなげることを提案します。 吉川町には、多数のゴルフ場やサテライト阪神、オートバックスセブンなど、多くの大型民間施設があります。吉川町の地域特性と地元企業との絆を深め「最先端の官民連携防災モデル」を構築し、住民の安全・安心な暮らしにつなげていただきますようお願いいたします。その民間企業との連携をさらに三木市内にも広げていただくことも検討いただければ幸いです。		
回 答	（担当課）総合政策部 危機管理課	
民間企業との防災連携につきまして貴重な提案をいただき、ありがとうございます。 現在、三木市では山崎断層帯主部、南東部及び草谷断層が連動して起こる地震による被害が最大規模であると想定し、市内で 11,002 人の避難者数を想定しています。その被害想定を基に避難計画の作成などの防災対策を行っているところです。 一方、吉川地区においては、洪水時に地震時よりも多い最大 1,009 人（一部口吉川地区住民を含む。）の避難者数を想定しています。現在、吉川地区には、合計で 7 箇所、3,323 人の収容人数が		

見込める指定避難所がありますので、現時点では、民間企業と指定避難所に関する協定を締結することは考えておりません。

ご指摘のように未曾有の大災害が発生した場合に備え、指定避難所が近くに多くあることは、非常に重要であることに間違いはありませんが、避難者への情報発信、避難者の状況把握、指定要員の配置等も考慮する中で、まずは、避難想定者数に対する対策をしっかりと講じていきたいと考えています。

なお、旧東吉川小学校の利活用や、小中一貫校建設に伴う避難所再編については、現在、避難所ごとの収容可能人数と自治会ごとの想定避難者数を参考にしながら、見直し作業を進めている段階です。

仮に旧東吉川小学校、吉川中学校及び吉川小学校が避難所としての活用が困難となった場合でも、人数的には、自治会によって現在の避難先を別の避難所に振り分けることにより、想定避難者の収容が可能と考えていますが、吉川地区においては、東吉川、中吉川、上吉川、みなぎ台と旧の小学校区が広範囲に渡っており、避難方法や自宅から避難所までの距離についての視点も十分配慮していかなければなりません。

避難所や備蓄スペースの活用のみを目的として市が閉校後の施設を管理していくことは現時点で考えておりませんが、民間に貸出（売却）する際には、旧上吉川小学校と同様、民間企業と避難所に関する協定を締結するなど、必要に応じてその場所に避難所としての機能を残せるような働きかけを行ってまいります。

また、ご提案のゴルフ場やその他大型民間施設との「官民連携防災モデル」の構築については、災害復旧活動の拠点として、避難所・入浴等にかかる被災者支援や備蓄物資の保管管理、救援物資搬送拠点などに有効であると認識しています。

ゴルフ場に関しては、すでに平成 25 年に関西広域連合と関西ゴルフ連盟との間で「危機発生時の支援協力に関する協定」が締結されており、関西ゴルフ連盟に加盟されている市内 19 のゴルフ場と①被災者のクラブハウスへの収容、②飲料水、食事場所の提供、③浴場の提供、④臨時ヘリポートの設置、⑤緊急車両の駐車などの項目において支援協力体制ができています。

引き続き、ゴルフ場以外の大型民間施設を含め、更なる災害復旧

活動の拠点としての連携、協力体制を構築できるよう検討してまいります。

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	2	道路舗装の補修について（みなぎ台第5）
(内容)		
県道において大型車両の通行増加により道路舗装の損傷が著しいため、以前から県に対して対策を要望していただくようお願いしているところです。その件については、引き続き道路改良及び交通規制の強化についても検討いただきたいのですが、現在、道路舗装が剥がれ穴が空いてしまっている箇所が多数見受けられます。特に二輪車の走行には非常に危険であるため、県に対して道路パトロールを強化していただき、早急な補修等の対応の要望をお願いします。 また、市道においても同様の箇所が散見されますので、定期的に調査していただき、対応していただきたく要望いたします。		
回 答	(担当課) 都市整備部 道路河川課 吉川支所 地域振興課	
県道につきましては、大型車両の通行増加による舗装損傷が進んでいることを市としても認識しております。道路管理者である兵庫県加東土木事務所に対し、これまでも補修や道路改良等を要望しており、今後も道路パトロールの強化や早急な補修対応等について、要望してまいります。 県道に関する舗装の損壊や道路の危険箇所等に関する苦情・ご意見につきましては、北播磨県民局加東土木事務所道路第1課、若しくは道路第2課（Tel：0795-42-5111）へご連絡いただきますようお願いいたします。なお、三木市道路河川課（Tel：0794-82-2000）へご連絡をいただいた場合は、市において内容を確認の上、道路管理者である兵庫県加東土木事務所へ情報共有及び対応要望いたします。 また、市道につきましても、通行の安全性を確保するため、日常的に道路パトロールを実施するとともに、市ホームページで情報提供を呼びかけており、道路の陥没、穴、路肩や側溝の崩れを発見した場合も、三木市道路河川課（Tel：0794-82-2000）へ直ちにご連絡いただくよう、周知しております。 なお、吉川地域については吉川支所地域振興課（Tel：0794-72-		

0180) が窓口となり道路の陥没、穴、路肩や側溝の崩れを発見した場合、ご連絡いただきますようお願いいたします。

今後も道路パトロールの実施や市民の皆様からの情報提供も活用しながら、適切な維持管理を努めるとともに、特に通行安全上支障のある箇所については、優先的に補修を進めてまいります。

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	3	合併処理浄化槽の補助制度の拡充（福吉）
昨年度も要望しましたが、合併処理浄化槽を設置して40年以上が経過し、多くの家庭において浄化槽の老朽化が進み、安全性や処理機能の低下が懸念されています。しかしながら、現行の補助制度では新設や単独浄化槽からの転換によるもののみとなっています。当時は水質保全を図ることを目的として合併処理浄化槽への切り替えを促進するため補助制度が創設されたと思いますが、将来（更新の時期）のことまで十分に検討したうえで創設されたのか若干疑問です。 合併処理浄化槽が設置され40年以上が経過した現在において、今の時代に適合した補助制度に見直す時期がきているのではないのでしょうか。 合併処理浄化槽を更新するにも相当の費用が必要となります。その費用負担が困難な家庭では処理機能が低下した浄化槽をそのまま利用し、水質悪化の原因につながることも危惧されます。 長年利用された合併処理浄化槽の更新についても補助金の対象とし、住民の安全で快適な生活環境を維持し、公共用水域の水質保全が図られるよう改めて要望いたします。		
回 答	（担当課）上下水道部 下水道課	
昨年度もご説明しましたとおり、合併浄化槽の設置補助金制度は、生活排水による河川等の水質汚濁を防止し、良好な生活環境を確保するため、新たに合併浄化槽を設置する場合に交付されるものです。現状では、既設の合併浄化槽の更新や改築については補助の対象となっておりません。 合併浄化槽は多くの家庭で長年使用されてきており、その老朽化に伴う安全性や処理機能の維持が重要な課題であることは認識しております。しかしながら、補助の対象を拡大するにあたって検討したところ、補助範囲の明確化や財政面への影響、公平性など、更なる検討すべき点が明らかとなったため、慎重に対応する必要があります。 一方で、改築や更新を補助対象としている自治体も少数ながらあるため、今後も他自治体の動向を踏まえつつ、引き続き検討を続		

けていきます。

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	4	交差点の信号機の時間設定について（豊岡）
(内容)		
道路交差点における信号機について、警察・公安委員会に対し交通実態を十分に調査したうえで適切な時間設定（時差等）となるよう要望をお願いします。 ①吉川町西奥「二ツ子町」交差点において、西側（渡瀬側）から進入してきた車両が神戸方面に右折する際、対向車両が多く右折できず、右折だまりもないため、後続の車両が渋滞してしまう状況である。（対策案）⇒時差式に変更【東側（市野瀬側）から進入してきた車両が吉川インター方面に右折する場合は、対向車の直進車が少ないため、すぐに通行できている。】 ②吉川町金会「金会東」交差点において、東側（市野瀬側）から進入してきた車両が福吉方面に右折する際、対向車両が多く1回の信号では通行できない状況である。（対策案）⇒時差式に変更【右折だまりがあるため渋滞はないが、交差点内で待っている車両は、赤信号になってから通行している。】 ③吉川町大畑「みなぎ台入口」交差点において、西側（渡瀬側）から進入してきた車両がみなぎ台方面に右折する際、対向車両が多く1回の信号では通行できない状況である。（対策案）⇒時差式に変更【右折だまりがあるため渋滞はないが、交差点内で待っている車両は、赤信号になってから通行している。】 ※いずれにしても、赤信号になってから交差点に進入する車両もあるため、非常に危険である。たとえわずかな時間（3 秒程度）でもよいので時差式を検討願います。		
回 答	(担当課) 市民生活部 生活安全課	
ご承知のとおり、信号機の時間設定をはじめとした交通規制につきましては、兵庫県公安委員会（警察）が管轄していることから、兵庫県公安委員会（警察）が現地の交通実態を調査・審議した上で現在の交通規制がされております。 このため、当該要望につきましては、地域の交通環境に大きく影響を与えること等から地域内の合意形成を十分に図られた上で、直接、三木警察署に対して書面の提出をされるようお願いいたします。 なお、市としましても、地域から市へご要望をいただいている旨を踏まえて、後日、三木警察署に対して要望する予定としております。		

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	5	自治会の行事等に対する助成金制度の創設について（豊岡）
(内容)		
数年前のコロナ禍により、各自治会のイベントや祭り事の自粛が余儀なくされました。しかしながらコロナの影響が薄らいだ今でも、その行事等は復活されないままの自治会も多くあります。 人口減少が進む中、このままでは地域内のつながりも薄らいでいきます。何事も行政だけに頼るのではなく、地域内で助け合うことも必要であると考えますが、現状は地域コミュニティの希薄化が進んでいるように感じています。 地域のイベントや祭り事などを復活させ、地域の活性化を進める必要があります。ただ一定期間実施しなくなったものを復活させるためには、相当の労力や費用が必要です。 そのため市からの助成制度等を設け、地域コミュニティが衰退しないよう、自治会の行事等に支援していただくことをご検討ください。		
回 答	(担当課) 市民生活部 市民協働課	
日頃より地域の自治会活動にご尽力いただき、お礼申し上げます。 コロナ禍により、中止・縮小した地域のお祭りや交流事業などを再開することが、自治会にとって負担が大きいということは市としても認識しております。 一方で、このコロナ禍において、自治会の負担軽減などの観点から自治会の事業の見直しを行い、時代に見合った自治会活動に転換した自治会の話も伺っています。 したがって、以前と同様のイベントにするかなど、自治会の負担軽減の観点も踏まえ、ご協議いただければと考えます。 現在、市では個々の自治会が実施するイベントなどに対する助成制度は設けておりませんが、ご指摘のとおり地域コミュニティの維持・地域の活性化は市としても重要な課題として認識しています。 自治会の皆様が、自治会員と協議の上、もう一度地域のイベント		

を再開しようと考えた時には、市民協働課や吉川町公民館のまちづくり担当職員にご相談ください。

市としても、自治会の皆様と知恵を出し合いながら、イベントの再開など、地域コミュニティの維持・地域の活性化に取り組んでまいります。

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	6	観光地へのライブカメラ設置 (吉川町まちづくり協議会)
(内容)		
吉川町には、北谷川の桜堤や黒滝の氷瀑などの季節を感じることが できる観光スポットがあります。 しかしながら、これは期間が限定されるため、来場される方は現 地へ行ってみたいとどのような状況かわからないということも多い ようです。 このことから、観光名所（北谷川・黒滝・法光寺・東光寺など） にライブカメラを設置して、市のHPや道の駅休憩所のモニターな どに映し出し、PR することで吉川町への来場者を増やし、まちの 活性化につなげていくことを提案します。 また、近隣で利用できるトイレの場所がわかりにくいことも問題とし てあるため、観光地案内にトイレ設置場所を明示することをご検討 いただければと思います。		
回 答	(担当課) 産業振興部 観光振興課	
季節ごとの魅力を感じられる観光名所について、市にもその時期 になると現地の状況や見頃に関する問い合わせが増えます。観光振 興の観点からは、情報発信することは重要だと感じています。 一方で、来場者の集中による交通渋滞や駐車場不足など、地域住 民への影響も懸念されます。現在、吉川地域では各事業所や地域の 住民の皆様が積極的に SNS で地域の情報を発信されていることか ら、これらの既存の情報発信を活用していただくことが有効と考え ていますので、現在、市ではライブカメラを設置する予定はありま せん。 また、トイレの設置場所についても、観光客の利便性向上を図る 上での課題と認識しています。24 時間利用可能な道の駅よかわや店 舗や飲食店の情報をより分かりやすく明示していきます。		

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	7	空き家対策について (吉川町まちづくり協議会)
(内容) 人口の減少により空き家の増加が目立ってきています。 農家の空き家は仏壇問題（仏壇があるため貸し出しを躊躇する人が多い）もあり、貸し出しや売却する人が少ないのが現状ですが、中には貸し出しや売却したいがどうすればよいか分からないという人も多いようです。 三木市は空き家バンクの担当窓口を設けられていますが PR が少なく、空き家バンク制度を知っている方がほとんどいないのが現状であると感じています。空き家の貸し出しや売却の相談窓口を設けたり、HPで空き家紹介をすることで需要と供給が増え、人口の増加にもつながると考えますが、そのような対策を行うことをご検討ください。 また、市と連携して地域の組織（吉川町まちづくり協議会・よかわ活性化協議会など）で、空き家の仲介を行うことも検討したいと考えていますが、法的な問題などがあればご教示ください。		
回 答	(担当課) 総合政策部 縁結び課	
本市では、移住希望者向けに市内の空き家情報を提供できるツールとして、令和2年から Web サイト「三木市空き家バンク」を運用しております。全国版空き家・空き地バンクとも連携しながら情報発信を行っており、年間約1万回閲覧されるなど、全国の移住希望者から高い関心が寄せられています。 また、「売却や賃貸の方法がわからない」とお悩みの所有者様に対しては、上記 Web 内でのご案内のほか、生活安全課の「空き家相談窓口」でも総合的に空き家についてのご相談を受付け、制度の周知に努めています。 所有者様が空き家の処分を考える際、最初に不動産事業者へ相談されるケースが多いことから、市内不動産事業者へ毎年「空き家バンク通信」を送付し、移住者向け補助金制度の周知と物件情報の収集・掲載に向けた連携を図っています。 地域組織が主体となって空き家の仲介を行いたいというご意向についてですが、不動産の相談受付や契約の仲介を継続的に行う		

業務は「宅地建物取引業法」に抵触する恐れがあります。

そのため、空き家バンクについても、法的な制約から直接の媒介・仲介業務は行わず、専門知識を持つ不動産事業者にお問い合わせする仕組みをとっております。

地域組織の皆様におかれましては、契約交渉等の実務は不動産事業者任せつつ、地域内の空き家情報の掘り起こしなどの情報提供という形で不動産事業者と連携していただくことが、法令を遵守した円滑な運用につながると考えられます。

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	8	地域クラブ設立に対する支援について (吉川町まちづくり協議会)
(内容)		
現在、小学校においても教員の働き方改革により放課後や休日のスポーツ指導が無くなっており、各陸上競技大会やリレーカーニバルなどの行事も学校での練習、指導だけでなく、大会当日の参加受付、事前練習などを全て保護者が行っている状況です。このような状況であることを教育委員会としては認識されていたのでしょうか。またその状況を踏まえ、地域クラブへの展開の際に小学生の指導を含めることも検討し、クラブの指導者に説明されたのでしょうか。 いずれにしても先生の働き方改革は中学校だけの問題ではなく小学校でも同様であるため、地域クラブの設立は、中学校の部活動移行は勿論のこと、小学生も含めた地域クラブ活動となるよう、指導者に説明をしていくべきと考えますが、教育委員会としての考えをお聞かせください。 また、現在、各地域クラブの設立を推進されているところですが、比較的農村部での設立（活動拠点）が少ないように感じています。子どもたちの人数も少ないため、活動拠点を設けるのも課題が多いと思います。特にそのような地域に対しては、何らかの支援を検討する必要があると考えます。		
回 答	(担当課) 教育総務部 文化・スポーツ課	
これまで、市内の小学校では、教員が陸上競技大会等への参加に向けた放課後の練習指導や、大会当日の引率・受付などに携わってきた経緯があります。しかしながら、これらの大会は、学校の教育課程に位置付けられた活動として一律に実施するものではなく、児童が任意に参加する地域のスポーツ活動としての性格を有するものです。 国においても、学校における働き方改革を進める中で、学校・教員が担う業務の適正化が示されており、教員が授業や児童への指導・支援など、本来の教育活動により一層専念できる環境づくりが求められています。		

こうしたことから、本市においても、現在は大会案内を児童・保護者に周知し、参加を希望する場合には、保護者等のご協力により事前練習や当日の受付等を行っていただくなど、各学校の実情に応じた対応が行われており、教育委員会としてもその状況は認識しております。

一方で、現在進めている地域クラブ「みきティブ」への展開は、小学校の陸上競技大会等への対応を地域クラブに移すことを目的としたものではありません。少子化が進む中においても、中学生が将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる環境を確保するため、これまでの中学校部活動を地域全体で支える仕組みへと転換していく取組です。

そのため、まずは令和 10 年 1 月の中学校部活動の地域クラブ活動への全面展開に向け、持続可能な活動体制を整えることを優先して進めています。

なお、「みきティブ」は参加者を中学生に限定しているものではなく、認定クラブの中には、スポーツクラブ 21 や公民館登録団体など、小学生から大人まで幅広い世代が活動しているクラブもあります。

今後、小学生を含め、地域における子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の場が広がっていくことは望ましいと考えていますが、各クラブにはそれぞれの活動方針や指導体制があることから、教育委員会から一律に小学生の受入れを求めるのではなく、それぞれのクラブの状況を踏まえて対応していく必要があると考えています。

また、地域によって地域クラブの設立状況や活動拠点に差があることについては、課題の一つとして認識しています。現在、吉川地域を主な活動拠点とする認定クラブは、軟式野球の 1 クラブですが、他のクラブからも、加入者があれば吉川中学校等の施設を利用したいとの意向があります。

今後、加入者や各クラブのニーズを把握しながら、吉川地区内の施設の活用について調整するなどの環境づくりを進めてまいります。

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	9	高校への通学バス支援について (吉川町まちづくり協議会)
(内容)		
高校の通学区域の変更や吉川高校が閉校となることなどにより、吉川から三田方面への通学者が増加することがを予想していました。三田祥雲館高校への通学者は増加しているようですが、それ以外の学校への通学者は増えていないように聞きます。それは、吉川から三田方面の高校へ通う際に、バスの乗り換えなしに行ける学校が少なく、乗り換えなどで相当の通学費用がかかるためと考えます。 路線バスを利用する場合、渡瀬～三田駅までが片道 740 円 (1 年定期：225,360 円)、みなぎ台～三田駅までが片道 530 円 (1 年定期：171,720 円)、そこからさらに乗り換えが必要な場合、追加の費用が発生します。三木市内だと片道 200 円、年間に換算すると 96,000 円 (20 日×12 月×往復) です。いずれにしても通学区域が見なおされても、近いはずの三田方面の学校が通いにくいのが現状です。 三田方面に通う三木市民にも通学支援をお願いします。また、三木市内及び三田方面のバスの便数についても、バス利用者が減少しないよう通学・通勤の実情を十分に把握し、継続した運行ができるようバス会社との調整をお願いします。		
回 答	(担当課) 健康福祉部 こども福祉課 都市整備部 交通政策課	
高校の通学区域の変更や高校の統廃合などにより、進学先によっては通学距離が長くなり、交通費の負担が大きくなる場合があることは認識しております。 一方で高校の進学先は、各個人の希望や適性、学科や教育内容など様々な要素を踏まえて選択されるものであり、通学先や通学距離、交通費の負担も個々の状況によって異なります。 このようなことから、現時点において本市では、三田方面に限らず、通学支援を導入する予定はありません。今後も国、県の制度や他市町の状況などを注視するとともに、その必要性について今後		

も検討を行ってまいります。

バス事業者との調整については、市内の児童生徒の通学先や登下校の時間などを考慮し、定期的に情報共有のうえ、必要に応じてダイヤの見直し等を実施しています。引き続き、高校の統廃合による生徒の進学先や通学ニーズの把握に努めるとともに、児童生徒の通学状況を踏まえてバス事業者と調整を行ってまいります。

地域みなさまにおかれましても、利用者の減少及び乗務員不足など公共交通を取り巻く状況をご理解いただき、車に頼りすぎず、できるだけ路線バスをご利用いただくことで、現在の路線及び便数の確保維持にご協力いただきますようお願いいたします。

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	10	タブレットを使用した学習による身体への影響について (吉川町まちづくり協議会)
(内容)		
スマホの使用が低年齢化し、視力の低下やストレートネックなどの身体への影響が問題となっていますが、学校においてもタブレットを用いた教育が一般的となっています。 タブレットを用いた教育は今まで以上に多くの情報が得られることから、最適な教育ツールとして理解はしますが、普段に家庭等で使用するスマホにプラスされる形で視力低下やストレートネック等の身体への影響が大きくなっていることも危惧されます。 目への影響を抑制するためにブルーライトカットのフィルム等を張っているようですが、フィルム代金は家庭で出していると聞きましたが、タブレット教育を標準として行うのであれば公費で出すべきではないでしょうか。 また、目に対する負荷を軽減するために屋外での活動を増やすなど、学校や地域でできることを検討する必要があるのではないのでしょうか。		
回 答	(担当課) 教育振興部 教育センター	
タブレット端末は、子どもたちが自分に合った方法や速さで学習したり、写真や動画などを使って理解を深めたりすることができる学習道具として、学校で積極的に活用しています。 一方で、タブレット端末やスマートフォンを長時間使用することによる目や身体への負担については、十分に配慮する必要があると考えています。 タブレット端末は、授業の目的や内容に応じて必要な場面で使用しており、授業中ずっと画面を見続けるような使い方はしていません。タブレット端末を使う場面と、教科書やノートなどの紙の教材を使う場面、友達と話し合う場面、実際に体験する場面などを組み合わせながら授業を行っています。 また、タブレット端末を使用する場合も、長時間続けて画面を見ることがないようにするとともに、画面との距離や使用するとき		

の姿勢、適度に目を休めることなどについて指導しています。

さらに、体育の授業や休み時間、学校行事などを通して、子どもたちが身体を動かす機会を大切にしています。

併せて、学校では、タブレット端末やスマートフォンなどのデジタル機器を安全に、上手に使うための学習も行っています。長時間使い続けられないことや、家庭で使用时间などのルールを決めること、相手のことを考えて使うことなどについて、子どもたち自身が考える機会を設けています。また、吉川小学校では、保健便り等を通じて、スマホやタブレットの活用と身体への影響について、家庭で子どもと一緒に考える時間を持つよう保護者に依頼しています。

児童生徒用タブレット端末に貼るフィルムについては、目への影響を抑えるためにブルーライトカットフィルムの使用を勧めているものではなく、主に画面の傷や破損を防ぐための保護フィルムの使用を勧めているものです。

保護フィルムは、端末を使用するために必ず必要となるものではなく、使用中で交換が必要となる消耗品であることから、現在は各家庭にご負担をお願いしています。

今後も、タブレット端末のよさを学習に生かしながら、子どもたちの目や身体への負担にも十分配慮し、学校・家庭・地域が一緒になって、適切な使い方を進めてまいります。